令和８年（フ）第８１９号
札幌市西区宮の沢３条３丁目６番22―203号
債務者　大野　陽平
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２２号
北海道石狩市花川南４条４丁目113番地２　リナリアＢ―202、住民票上の住所北海道石狩市花川南４条４丁目113番地２　エビスパレス花川Ｄ202号
債務者　古川　由美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３９号
札幌市東区北８条東17丁目２番29号
債務者　岡崎　滉太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９６号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目３番23―302号
債務者　二塚　幸恵
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３５号
札幌市東区北15条東６丁目４番65―302号
債務者　久末　恵子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５２号
札幌市豊平区西岡３条９丁目14番21号
債務者　伊藤　敬二
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２００号
札幌市南区澄川３条６丁目３番３―730号
債務者　埜瀬　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２２号
札幌市豊平区美園５条５丁目３番15―401号
債務者　千葉　悟史
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２３号
札幌市豊平区平岸３条７丁目６番１―207号
債務者　藤田　勝也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３４号
札幌市北区北36条西７丁目２番１―105号
債務者　前川　遥哉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３９号
札幌市西区西野３条５丁目２番２―102号
債務者　坂本　　守
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４０号
札幌市西区西野３条５丁目２番２―102号
債務者　外舘　桂子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６号
北海道虻田郡倶知安町北３条東７丁目３番地１　羊蹄団地６号棟101号室
債務者　向井　善美（旧姓三木田）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１７号
北海道岩内郡岩内町字相生134番地
債務者　北沢　亮介
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第２１３号
群馬県吾妻郡草津町大字前口103番地７
債務者　菅原　美紀
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２０号
群馬県佐波郡玉村町大字下茂木874番地　サンウイング1101、旧住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田1189番地４　ガーデンハイツ清光Ⅱ　Ｂ201
債務者　デ・チャヴェズ・シャーネル・エロジャ（ＤＥ　ＣＨＡＶＥＺ　ＳＨＥＲＮＥＬ　ＥＬＯＪＡ）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２５号
群馬県佐波郡玉村町大字八幡原1742番地１　ハイツみせがわ１号棟
債務者　芳賀　政人
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３０号
群馬県伊勢崎市宮子町3601番地７　ＯＫハイツ宮子33
債務者　亀井　建志
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係